

「文明化」と刑罰 —— 「応報」から「教育」へ

佐藤公紀

はじめに

社会学者ノルベルト・エリアス（1897-1990）¹は、『文明化の過程』において、近代国家の形成と社会の武装解除が並行して生じたと述べた。エリアスによれば、近代国家は、中央集権化を通して、合法的な暴力行使を独占する諸機構（軍隊、警察、そして刑罰制度）を構築し、市民から、他者の暴力に対する自己防衛手段としての暴力を奪い、社会の中に暴力のない状態を実現させることに成功した。エリアスは、この過程を「暴力独占 Monopolisierung der Gewalt」と特徴づけ、この「暴力の独占」をとおして出現した社会の中に暴力のない状態に人々が徐々に慣れることで²、ひいては暴力を嫌う規範を内面化する規範が形成され、「文明化」を成り立たしめる「自己抑制 Selbstkontrolle」がもたらされる、と考えた³。エリアスの「文明化」論の論点は多岐にわたるが、本論に関わる限りにおいてエリアスの描いた「文明化の過程」をまとめるならば、「暴力の独占」後の暴力なき平穏な社会＝「非暴力化」という枠組みが「外的強制」として機能し、人びとの内面の「自己抑制」をもたらした、と要約することができる。

本論では、エリアスが述べたこの「文明化」の議論—「暴力の独占」による「非暴力化」と「自己抑制」の関係—を手掛かりにして、19世紀後半から20世紀前半のドイツの行刑制度において生じた変容を考察することを目的とする。

ドイツの刑罰制度は、19世紀後半以降の刑法学内部で生まれた刷新運動の過程で、刑罰を、「罪と罰の均衡」「暴力への暴力による報復」を原則とする応報刑としてではなく、受刑者を社会に「有用な人間」へと教育することを目的とした教育刑として捉えるべきであるという考えが支配的になった。この教育刑の発想の根底には、刑罰は暴力的な懲罰ではなく、刑罰を非暴力的な教育手段と捉え、教育をとおして受刑者に市民にふさわしい規範を教え込み、社会秩序に適合した人間へと作り変えることを目指す限りにおいて、非暴力的な「外的強制」が「自己抑制」を導くというエリアス「文明化」論と同じ構造を見出すことができる。しかし、実際の刑罰制度の改革に関しては、帝政期ドイツ（1817-1918）でごく簡単な自由刑執行（＝行刑）の原則の成立を見たのみであり、そこでは刑罰の目的は依然応報刑のままであった。教育刑を刑罰の目的と謳った本格的な全国統一の行刑原則は、第一次世界大戦を経てヴァイマル共和国（1919-1933）が樹立した後、1923年に成立した「自由刑の執行

に関する原則」(以下、1923年原則)によって始めて達成されたのである。

本論は、このような経過を経たヴァイマル期における教育刑の導入過程に、「暴力の独占」から非暴力の規範の内面化を経て「自己抑制」へ、というエリアスの議論が妥当するのか、ということを検討する⁴。まず19世紀後半における刑法における刷新運動を、エリアスの議論と関わらせながら叙述する。教育刑の論理の中にエリアスの「文明化」の論理との同型性を指摘する。続く各章では、ヴァイマル期における行刑改革について概観し、続いてヴァイマル期の監獄改革の例として、とくにもっとも「進歩的な」改革を行ったチューリンゲン州マイニンゲンのウンターマースフェルト監獄の処遇の実際を検討するが、そうした改革が限定的なものにすぎなかったことも、さまざまな事例に基づいて示す。こうした検討の過程を経て、ドイツの行刑制度の変容が、エリアスの議論からどのように位置づけられるのか、ということ进行分析する。

1. 刑法改革運動と教育刑の思想

はじめに、19世紀後半のドイツに生じた刑法改革運動を、エリアスの「文明化」論「暴力の独占」による「非暴力化」から「自己抑制」へ一関連付けながら、まとめてみたい。

産業化の発達と都市への人口集中によって生じた19世紀後半ドイツの社会構造の変化は、これまでにない規模の貧困を生み出した。都市への人口集中による都市構造の変化は、住民の住環境を一変させ、とりわけ下層の労働者にとっては、アルコールやドラッグを入手しやすく、犯罪に近い生活環境が形作られていくことになった。大都市の犯罪状況に関する研究をまとめたゲアハルト・A・リッターとクラウス・テンフェルデによれば、若年労働者が頻繁に訪れる宿は、アルコールの他にドラッグも容易に入手できる場所であり、大都市の犯罪的なミリューと接触する機会を提供し、犯罪の温床となっていた。また、家計の担い手の家族が処罰されたりすると、その子どもたちは、病死するか、犯罪に走るか、いずれにせよ破滅的な運命が待ち構えていた、という⁵。

犯罪件数は年々上昇し、有罪判決を受けた者の数は、1882年には31万5849人であったが、1890年36万2163人、そして1900年には45万6479人にまで増大した⁶。また、この有罪判決者数の内、前科者の占める割合は、1882年に26.1% (8万2292人)であったのが、1890年34.5% (12万4921人)、1895年39.4% (17万2008人)、そして1900年には42.4% (19万3709人)となり、全有罪判決者数の2.3人に1人の割合を占めるようになっていた⁷。

こうした状況の中で、刑法の専門家の間から、現在の刑事政策を批判し、犯罪撲滅に向けた新たな取り組みの必要性が唱えられていった。この批判の急先鋒に立ったのが、フランツ・フォン・リスト(1851-1919)を代表とする「近代学派」であっ

た。「近代学派」は、釈放された犯罪者が高い確率で犯罪を繰り返していることから（「常習犯罪者」）、現行刑法典や従来の刑事政策は犯罪の予防に失敗しており、「社会の防衛」の観点からは効果のないものであると批判した。そして、犯罪とは犯罪者の自由意思によって行われるのではなく、個人の素質やそれを取り巻く環境のために生起するものであるから、刑罰は、犯罪行為の程度によってその量が決められる「応報刑 *Vergeltungsstrafe*」ではなく、社会復帰を第一義的な目的として、犯罪者自身の人格に内在する「危険性」に即して、受刑者ごとに個別的に形成する「教育刑 *Erziehungsstrafe*」であるべきだと説いた。そしてリストは、「改善可能者の改善、改善不能者の無害化」⁸という有名な言葉に見られるように、犯罪の「危険性」の程度が低い「改善可能者」は改善して社会に統合し、「危険性」の程度が高い「改善不能者」はその「危険性」ゆえに社会に統合不可能であるため、永遠に社会の外部に放逐しようと提案したのである。

応報刑と教育刑をエリアスの「文明化」論との関係で見ると、次のようにいえるだろう。国家創設期では、社会内暴力を抑制／管理するために国家が暴力を独占し、これをさまざまな官僚機構へと合法的に組織化した。暴力の抑制／管理の中心には国家暴力によるペナルティ（＝刑罰）が据えられ、暴力的な犯罪に対しては圧倒的な国家の強大な暴力を背景とした威嚇と懲罰が対置された（応報刑）。

さて応報刑は、犯罪という「害悪」に対して刑罰という「害悪」を加えることで被害の均衡をはかる「同害復讐 *talio*」の原理、すなわち、犯罪という暴力に対して刑罰という暴力で報復する、という論理に立っている。この意味では、応報刑は、いまだ人間の本能に根ざす「衝動行為 *Triebhandlung*」であり、暴力的な原始的な刑罰でしかないといえるだろう⁹。「暴力の独占」の結果、たしかに国家が刑罰権を統一し、刑罰は応報刑として整備されたが、応報刑は、それが「衝動行為」である以上復讐や報復といった感情に根ざすために、理性的にコントロールすることはできず、安定した「暴力独占」となることはできない、したがって非暴力的な社会がもたらされることがない、と考えられるのである。

それに対し、教育刑は次のように位置づけることができる。リストが提案した刑罰は、「社会の防衛」という目的をもった「意志行為 *Willenshandlung*」の表われとしての刑罰であった¹⁰。なぜなら、人間の意志に根ざした理性的・合目的な刑罰によってはじめて、保護されるべき社会生活上の利益が適切に守られるからである（法益保護）¹¹。この刑罰は「社会防衛」という目的にだけ従属するために、一切の感情が排され、犯罪行為に対して過不足のない理性的な暴力行使が、国家によって完全にコントロールされた形で行われることになる。この暴力の完全なコントロールの結果、社会の「非暴力化」の可能性が開かれるのである。

そしてこの「非暴力化」は、刑罰が国家のコントロール下に置かれるだけで達成されるのではない。むしろ社会の「非暴力化」は、応報刑が教育刑となるという事実そのものによって達成される。というのも、刑罰の目的が応報から教育に替わる

と、刑罰は理念的には、いずれ社会に復帰する受刑者の人格に教育的な影響を与え、法や社会の規範に忠実な人間へと作り変えるため、社会の中に累犯者の危険を減らすことにつながり、社会の「非暴力化」をもたらすことになるからである。

ここで重視したいのは、教育刑では受刑者に規範を教え込み内面化させるという契機が前面に出てくる、ということである。リストは「改善不可能者の無害化、改善可能者の改善」という言葉を残したが、これは、刑罰が受刑者をその危険性に応じて各受刑者の改善能力にふさわしい形で科されるのであれば、将来犯罪を行わないような人間、社会に相応しい人間へと作り上げることができる、ということを意味したものである。つまり、受刑者に対して、教育刑という「外的強制」によって、受刑者の中に社会生活を送るに相応しい規範を内面化させ、「自己抑制」を生み出すことができるというのである。

このような検討から、応報刑から教育刑への変遷プロセスには、エリアス「文明化」論と同じ議論の構図を見出すことができるだろう。本能に根ざす暴力的な「衝動行為」としての応報刑ではなく、「社会防衛」を目的にした抑制的な「意志行為」としての教育刑によって、完全に国家による「暴力の独占」を実現することができるということ、また、教育刑は、実際に再犯行為の減少という「非暴力化」をもたらすこと、さらに、教育刑が刑罰という「外的強制」によって受刑者に社会生活を送る上で重要な「自己抑制」を植え付けることができる手段と考えられたこと。これらの点において、教育刑は、エリアスの「文明化」論が有する「暴力の独占」が社会の「非暴力化」をもたらし、「外的強制」から「自己抑制」が生まれる、という論理構造と同型性を有している、と指摘することができる。

以上、19世紀後半において応報刑から教育刑へと変遷してきた過程を、エリアスの「文明化」と結び付けて論じてきた。次節では、「文明化」としての教育刑の導入がヴァイマル共和国期の刑罰改革においてどのように果たされたのか、という点について見てみたい。

2. 1923年原則と教育刑の制度化

教育刑は、帝政期ドイツの間ではついに行刑に取り入れられることはなかった¹²。第一次世界大戦後、専門家やメディアによる犯罪の増大が叫ばれ、人々のなかで犯罪への対処と監獄改革への要望が高まりつつあることを背景に、行刑改革が開始された。刑法・行刑改革を主導したのは、1921年からヴィルト内閣で司法大臣を務めた刑法学者グスタフ・ラートブルフ(1878-1949)であった。行刑改正に意欲的であったラートブルフは、諸州の行刑担当官の意見をまとめて1923年6月7日に共和国参議院の協定事項として「自由刑の執行に関する諸原則 Grundsätze für den Vollzug von Freiheitsstrafen」を公表した。

この原則の第一の特徴は、なによりもまず刑罰の目的を教育におき、行刑の最終

目標を受刑者の「再社会化 Resozialisierung」にある、としたことにある。第 48 条は、受刑者に、「労働と秩序」への価値観を教えこみ、犯罪を行わないよう「道徳的に強固」な人間へと教育することが、行刑の目的であると明確に規定した¹³。さらに、「受刑者は真剣かつ公正で人間的に扱われるべきである」として受刑者の「人間性」への配慮が強調され¹⁴、また、所内懲罰を 11 種類に限定して「体罰」を禁止し、「非人間的な」暴力的懲罰の廃止を決めた。さらに、受刑者に不服申し立て権を認めることで、受刑者の権利を保証した¹⁵。

特徴の第二点として、「段階行刑 Stufenstrafvollzug, Strafvollzug in Stufen」を承認したことを挙げることができる（第 130 条）¹⁶。段階行刑は、受刑者の「道徳的向上」を目的とし、受刑者の「内的変化」の度合によって刑罰を緩和し、また優遇措置が付与される。刑罰の緩和や優遇措置は、より高次の段階において拡大される。段階行刑は、下位の段階における処遇によって受刑者を教育し、より高次の段階へと進むことができるように促す点で、教育思想が制度的に表現されたものであるといえる。

受刑者の処遇については、「人格、特に年齢や教養の程度、さらに受刑者の犯罪と前歴が考慮されねばならない」とされ、受刑者の性格にそった処遇を行うことが決められた（第 43 条第 1 項）¹⁷。また受刑者への学校授業に関する規定も盛り込まれ、授業は「精神的能力および一般的、職業的知識を広げ、促進」し、「秩序だった生活態度への意志」を呼び覚まし強化することを目指すものとされた（第 106 条）¹⁸。

第三の特徴として、刑務官 Strafanstaltsbeamte の教育が挙げられる。刑務官は「刑務所業務に理論的かつ実践的に教育を受けた者」のみが採用され、また、刑務官は刑法に関する知識のほかに「教育に関する問題ならびに精神病に関する問題」についての基礎知識を持つべきとした。さらに、「行刑と個々の受刑者の運命に対する職員の関心と呼び起こし強める」ために、刑務官教育のための「職員会議」の導入が提案された¹⁹。

1923 年原則は、受刑者の教育を行うことで、社会において暴力を振るわない「自己抑制」を内面化した人間を育成するとともに、刑務官から受刑者への暴力を禁止し、受刑者の社会復帰のためにふさわしい処遇を行うという教育刑の理念を承認したものと見なすことができる。この 1923 年原則には、私たちがエリアスの「文明化」の議論との同型性を指摘した、19 世紀後半の刑法改革運動以来の教育刑の理念が凝縮されていることを見ることができるだろう。

3. 「文明化」の達成？—ウンターマースフェルト監獄における「教育的処遇」の試み

では、実際に各州の教育刑の導入はどういうものであったのだろうか。1923 年原則に先駆けて教育刑を実行したのが、チューリンゲン州南西のマイニンゲンにある

ウンターマースフェルト男性懲治監 Männerzuchthaus Untermaßfeld（以下、ウンターマースフェルト監獄）であった。この監獄は当時、改革の「モデル監獄」と呼ばれ、教育刑のさまざまな実験的な試みを行ったことで知られている²⁰。ウンターマースフェルト監獄は、そもそも 1813 年に開設された懲治監・労役場の一部を利用したものであり、そこで行われた受刑者処遇は、人道主義を掲げ、その統治時代には一度も死刑を執行しなかったという、開明的なザクセン-マイニンゲン公ゲオルク 1 世（1761-1806）の理念を受け継いだものであったとされる²¹。1920 年にドイツ中部の自由国がチューリンゲン州として再編される際、マイニンゲンもそこに組み込まれ、ウンターマースフェルト監獄は新しく成立したチューリンゲン州の司法省の管轄下に入るようになった。

当時チューリンゲン州司法省報告参事官 *vortragender Rat* に地位にあったロタール・フレーデ（1889-?）²²は、ハンブルクで行刑改革に取り組んでいたモーリッツ・リープマン（1869-1928）²³と並んでヴァイマル期のリベラルな思想の刑法学者として知られており、「行刑全体と行刑の実務上の個別問題のなかで教育思想を実現する」ことを目指して 1924 年より始動した行刑改革委員会の中心メンバーとして²⁴、行刑改革に積極的に取り組んでいた人物であった。このような人物が行刑政策に影響ある地位にあったチューリンゲン州司法省は、1923 年原則に倣って 1924 年 5 月 24 日に「業務・執行規則 *Dienst- und Vollzugsordnung*」の導入を決め、早期に教育刑の導入を実現させた（1929 年に改定）。「業務・執行規則」の第 52 条第 1 項は、「すべての段階で受刑者の教育に向けて従事されねばならない。受刑者の教育は、段階行刑の枠組みにおいて個々の人格への影響を通して行われる」と、受刑者処遇の教育目的と段階行刑の導入を明確に定めたものであった。教育刑の明文化は他の州にも見られることであったが、第 53 条に「〔段階行刑の〕各段階は可能な限り、その他の業務のほか優先的に専念できるような扶助従事者 *Fürsorger* が配置されねばならない。」（〔 〕内筆者補足。以下同様）とあるように、1923 年原則を始め、各州の「業務・執行規則」で用いられていた「刑務官」という言葉ではなく、わざわざ「扶助従事者」という文言を用いた点に、受刑者処遇の福祉的側面をより重視した、チューリンゲン州独自の特色がみられるといえる²⁵。

では、「モデル監獄」とまで称されたウンターマースフェルト監獄の処遇の実践とは具体的にどのようなものだったのだろうか。ウンターマースフェルト監獄は、1923 年より所長に就任したオットー・クレープスが、1928 年以降はアルバート・クレープス（1897-1992）²⁶が実験的な処遇の試みを行い（両者の間に血縁関係はない）、ウンターマースフェルト監獄の名を高めた。とくにウンターマースフェルト監獄での先進的な受刑者処遇を実現させるのに大きな役割を果たしたのが、アルバート・クレープスであった。アルバート・クレープスは、1923 年よりウンターマースフェルト監獄のソーシャルワーカーとして受刑者の処遇に従事し始め、28 年同監獄所長に就任後は、実務家としての経験を生かし、後で紹介するように受刑者自身による所

内自治やドイツ初の試みであった受刑者新聞『ブリュッケ』の導入など、多様な改革を行った人物としてドイツ行刑史に名を残している。このクレープスの試みは、ウンターマースフェルト監獄の名声を高め、ドイツのみならず国際的に認知させた²⁷。

アルバート・クレープス運営下のウンターマースフェルト監獄で実行された「段階行刑」とは、次のようなものであった。まず新入所者は全員、第一段階「観察段階 *Beobachtungsstufe*」に入れられ、そこで原則六カ月（服役期間一年以下の場合）は三カ月、それ未満の場合は刑期の4分の1を過ごすことが決められた（第45条1項）。第一段階でのもっとも重要な教育手段とされたのが、労役作業であった。ここでの受刑者は、一日の大半を労役作業を行うことで過ごし、それを通して自己規律を覚えるとともに、釈放後仕事を見つけやすいように手に職をつけることよう訓練された。一日の大半を占める労役のほかには、天気の良い日には散歩ができ、週末には読書と礼拝やためになる講演が行われたという。第一段階は、受刑者の施設や刑務官に対する「拒絶的な」態度を改めさせるための訓練場でもあったという点で、刑罰の「懲らしめ」的性格を色濃く含む処遇が行われた段階でもあった²⁸。

第二段階は「処遇段階 *Behandlungsstufe*」と呼ばれ、第一段階を規定の期間過ごし、その服役態度から相応しいとみなされた受刑者がこの第二段階に上がることが許された。ここでの受刑者は、日中は雑居拘禁、夜間は独居拘禁の下におかれた。雑居拘禁の間は労役が課され、週に二回はスポーツをする時間が与えられた。教育実践として試みられたのは、学校教育を受ける義務、自由な作業チームの結成（任意の授業の一環として）、合唱、弦楽合奏団、吹奏合奏団などの音楽グループの結成、ラジオの共同聴取、所内新聞『ブリュッケ（橋）』への参画、日曜日の休息時間（第二段階の受刑者全員の義務）、受刑者図書室などの設置、といったものであった²⁹。

第三段階は「保護観察段階 *Bewährungsstufe*」といい、将来良好な生活を送ることができると見込まれた受刑者のみがここに上がることができた。この段階の名称が示す通り、ここでの受刑者は可能な限り自由での生活と同様の処遇を受けることができた。その処遇の内容は、次の通りとである。「日曜日の散歩 *Sonntagsspaziergänge*」は、拘禁生活を送る受刑者のストレスを解消することを目的に導入されたものである。この「日曜日の散歩」は刑務官の監視なしで行われ、万が一逃亡などと散歩自体が取りやめになると警告されていたため、そうした間違いは起こらなかったという。「移行施設 *Übergangsheim*」では、出所後の受刑者の生活を考慮してほとんど外と同じような生活を送ることができた。施設では、日中は農業に従事し、夜間は鍵のかけられた部屋に居なければならないが、刑務官の監視なく過ごすことができた。ここへの入所は、特に信頼を置くことのできる受刑者のみが選ばれた。「自治 *Selbstverwaltung*」に関しては、受刑者は独自に委員会を結成でき、自分たちの自由時間をどのように使うかということ自分たち自身で決定することができた。またこの委員会は、請願、不服申し立てを所長に伝えて受刑者側の意見を反映させる役割も担っており、第二段階の受刑者を第三段階へと引き上げる際の共同決定権も有

していた。さらに、受刑者へ科す懲罰を決定する「施設内裁判 Anstaltsgericht」にも、第二段階・第三段階の受刑者が関わることができた。

このような処遇を実行したウンターマースフェルト監獄の行刑の試みは、フレーデの次のような言葉の中にその核心を見出すことができる。「行刑全体がいまや実用本位のものなのである。我々はその目的を受刑者の教育とみなしている。教育思想はそれ自体行刑の中では新しいものでも何でも無い。…我々にとって行刑とは、もはや害悪を付加する措置のなかに解消されるものではなく、また、教育的な影響によって決定づけられた措置のなかに解消されるものなのである。あらゆる執行措置は意識的で、体系的な教育に役立たなければならない。これ〔措置〕はしたがって、純粋な刑罰の行刑ではなく、一種の補助栄養手段（リーブマン）になるべきものなのだ。行刑全体は合目的な生活を送る〔という目的をもった〕教育労働なのである。」³⁰（傍点引用者、以下同様）フレーデにとって、刑罰とは教育にほかならず、また実際の処遇は受刑者の教育の観点から行われるべきであるものなのであった。このようなウンターマースフェルト監獄の受刑者処遇を見るならば、1923年原則の導入によって果たされたヴァイマル期監獄改革を「再社会化理念の勝利」であったと評価することもまた、十分理解できることなのである³¹。

ウンターマースフェルト監獄での試みは、「自己抑制」を生み出すためのさまざまな処遇の装置を編み出し実行する一つの実験例であった。ウンターマースフェルト監獄の処遇は、それが刑罰による教育を通して受刑者の内面に「自己抑制」を生み出すことを目指す限りにおいて、19世紀後半の刑法改革運動の理念を実現したものであり、またエリアスのいう「文明化」の過程の一つであったということができよう。

4. 「文明化」の失敗？—監獄改革の停滞と応報的懲罰観を保持する刑務官たち

しかし、このウンターマースフェルトの試みは、教育刑を刑罰の原則に据えたヴァイマル期においてさえ、実験的・試行的なものにとどまっていた。そもそも教育刑は1923年原則によって明文化されたとはいえ、それはあくまで共和国参議院の協定 *Vereinbarung* として結ばれたもので、その後で刑罰権を管轄する各州がそれぞれ独自に行刑原則を採用することを前提としており、各州の担当機関で新しい指針を策定する必要があった。各州間の協定として一定の拘束力を持っていたが、法律が有するほどの強制力は持ち得なかったといえよう。その証左として、1923年原則締結後も、教育刑を導入しない州が多かったために、共和国政府は1924年にヴェルツブルクで各州の行刑担当官を集めた協議会を開き、1925年までに各州が1923年原則を導入することを義務付ける取り決めを行っている³²。教育刑の各州への導入は、実際には遅々として進まなかったというのが実態であった。

さらに実際に各州が教育刑を採用した際に、教育刑の理念は深刻な変容を被らざるをえなかった。たとえばプロイセン州では、1923年8月1日に定められた「職務・執行規則」により、「精神的道徳的向上、健康と労働力」を維持し、「釈放後の秩序ある法にかなった生活への教育」を目指すとして、受刑者の「再社会化」の原則が承認された³³。しかしここには、「刑罰の害悪を加え、規律と秩序を維持する」とも明記されており、刑罰は依然「懲らしめ」であるとする応報刑罰観を色濃く残す内容となった。そしてこれは、プロイセン州だけの話ではなかった。たとえば、1923年以降、それぞれ「再社会化」原則を採用したバイエルン³⁴、ヘッセン³⁵、オルデンブルク³⁶、ヴェルテンベルク³⁷の各行刑指針にも、「刑罰の害悪」「規律と秩序の維持」という言葉が残され、応報的な要素を保持していることが確認できるのである。

加えて、こうした教育刑の全面的導入への抵抗は、受刑者処遇の現場に立つ刑務官にも見られたことであった。現場の刑務官たちは、上から突然やってきた教育的処遇の強制に目をくれることなく、これまで通り応報的な意識を持ちながら受刑者に接していた。たとえば、先に検討したウンターマースフェルト監獄でも、日々受刑者に直接対する刑務官たちは、執行部の試みた教育行刑の実験に対して強い不満を示していた。ウンターマースフェルト監獄のある刑務官は、チューリンゲン州国民教育・司法省司法部局に対して、行刑に関する不満の手紙を送っている（1928年4月16日付）。それによれば、「新しい行刑」（＝教育刑）がウンターマースフェルトに導入されて4年間ほど経つが、所内では受刑者の叛乱や刑務官に対する攻撃が頻発している。これに対して、現在行われている非暴力的で教育的な「人道性の行刑」では全く対抗できない。「今日もまだ第一に求められるべきなのは、しつけ、秩序そして規律」なのである³⁸、と述べて、応報刑の重要性を説いていた。このように、教育行刑の「モデル監獄」ウンターマースフェルトの内部でも、刑務官は、依然として「しつけ、秩序そして規律」といった応報的処遇こそが所内統治にもっとも適しているという認識を持っていた。

こうしたことは特別なことではなく、他州の刑務官の多くも、教育行刑が導入された後もなお、ウンターマースフェルト監獄の刑務官と同様の意識をもっていた。たとえば、プロイセン州のベルリン・シュパンダウ監獄でも、プロイセン州が教育刑を受容した後も、受刑者の反抗的な態度に対し、しばしば難癖をつけては暴行・虐待を日常的に繰り返していたことが知られている。刑務官たちは、受刑者の非従順な態度に対して暴力的な懲罰によって対応し、また、受刑者への便箋支給を嫌がらせのために拒否した刑務官も見られた。このように、現場の刑務官の間では、受刑者の教育的処遇といったものには顧慮せず、ひたすら服従を求めるという旧来型の軍隊的な処遇の態度が貫かれていたのである³⁹。

さらに現場の刑務官のみならず、監獄執行部でも、応報的・軍隊的な処遇の観念は根強く保持されていた。「モデル施設」ウンターマースフェルト監獄が属するチューリンゲン州において最大の規模を誇っていたイヒタースハウゼン監獄では、1920

年代にマックス・フォルラートという人物が所長の任にあったが、彼はフェルキッシュな心情の持主で、公然たる反ユダヤ主義者であり、教育刑の理念に反対し、受刑者をしばしば平然と「ごろつき Lumpen」「浮浪者 Strolche」「卑劣漢 Schweine」などと罵っていた⁴⁰。また、バイエルン州シュトラウビング監獄では、フランツ・コールという人物が 1911 年から 1932 年まで所長を務めており、第一次世界大戦時に将校であった彼は、監獄所長の職に就いた後も、将校の肩章が付いた制服を着用し、職員にも軍服を着させ、軍隊式の職員訓練を行っていた⁴¹。さらに、1918 年以降ザクセン州ヴァルトハイム監獄所長で、「小さな王」の異名を持ったアルバート・ポラーは、つねに近代的行刑に懐疑をもちつけ、「行刑の重要な核心」を「規律、秩序、習慣、信念、償い」に見出していたといわれている⁴²。以上の事例を見るならば、1923 年原則を受容して以降も、多くの監獄所長や刑務官は依然として昔ながらの軍隊的な秩序意識を信奉し、「懲らしめ」としての刑罰の重要性を強調し続けていたといえるのである。

こうした事実は、ウンターマースフェルト監獄所長であったオットー・クレープスが 20 年代半ばに次のように語らざるを得なかったことから裏付けることができる。「20 年代から今日までの行刑組織が繰り返す問題を準備してきた行刑官吏の集団は、監視官吏である。すでに当時受刑者と多くの接触を持っており、したがって、その前提に関して新しく導入された教育行刑において特に顧慮されるべき官吏集団が問題なのである。この〔官吏〕集団は、行刑の目的がまだ達成されていないままならば、「看守」から協力者へと教育されねばならない。教育行刑導入後の最初の数年間、この集団は、予想されていたように、新しい要求に適応するのが特に難しかった。特にさらに古い監視官吏のなかに不満が生まれた。というのは、慣れた平穩から突然呼び覚まされたからであった。」⁴³クレープスが指摘するように、ヴァイマル期の行刑改革のもとで、現場の刑務官たちは、新しく導入された教育行刑がこれまで行ってきた懲罰的な処遇とあまりにかけ離れていたために適応するのが困難であった。刑務官は、長年慣れ親しんできた受刑者の処遇方法を放棄するのが難しく、自分たちの領分を脅かす可能性のあるような「公正」で「人道的」な教育的処遇を上からの押し付けとしてしか認識せず、強い反発をもって応じたのである。

おわりに

本論では、エリアスの「文明化」の議論を糸口に、帝政期からヴァイマル期にかけての刑罰の変容を見てきた。19 世紀後半の刑法改革運動の過程において、リストが率いた「近代学派」は、これまでの「暴力への暴力による報復」としての応報刑から、刑罰による教育を通して「自己抑制」を植え付けることで社会に「有用な」人間へと訓育することを目的とする教育刑への転換を求めた。しかし教育刑の制度化は帝政期の間には達成されず、その実現はヴァイマル期を俟たねばならなかった。

ヴァイマル期の監獄改革において、1923年原則の成立は、ドイツ行刑史上の画期を成すものであった。1923年原則は、第一に社会復帰の目的を、第二に段階行刑を、第三に刑務官の教育を規定する点で、教育刑の導入を全面的に認めるものとなった。そしてウンターマースフェルト監獄で行われたさまざまな実験的な試みは、この1923年原則で謳われた教育刑の理念を典型的に示すものとなった。すなわち、ここでの受刑者処遇は、暴力による「懲らしめ」ではなく、刑罰による教育を基にした実験的な試みを行うことにより、受刑者の「自己抑制」を生み出すような様々な努力が実行されたのである。

しかし、それが各州に受容される際、教育刑の理念は深刻な変容を被った。各州の行刑規則の中には、「再社会化」の原則の承認とともに、「刑罰の害悪」「秩序と規律」といった応報刑の要素が残された。また、それに対応して、現場の刑務官や監獄所長たちも、応報刑に基づいた処遇の理念を信奉し続け、旧来型の軍隊的な処遇を実行していった。現場の刑務官たちは、処遇は「懲らしめ」であるべきだという旧来的な応報的処罰観念に立脚して、受刑者に相対していかねばならないと考えていたのである。

以上のことから次のようにいうことができるだろう。ヴァイマル期の教育刑の制度化は、それが刑罰による教育を通して受刑者に内面の「自己抑制」を獲得させることを目指す限りにおいて、エリアスのいう意味での「文明化の過程」を辿っていたといえる。しかし、この「文明化の過程」は、教育刑の理念が各州に受容される際に曲げられ、応報刑の要素が行刑原則の中に残存することで貫徹されなかった。また実際の受刑者処遇の現場でも、刑務官は依然として応報的刑罰観を保持し、受刑者を軍隊的規律の観点から遇しつつげた。所内規律維持のための暴力的懲罰の可能性は、つねに刑務官に開かれていたのである。このように、行刑における「文明化」は、その理念が制度化される場面において、そして刑罰が実際に用いられる場面において、不十分な浸透しか示すことができなかった。

エリアスの『文明化の過程』のなかに、「文明化」が成功する場合と失敗する場合について述べられた箇所がある。それによれば、「自己抑制」が「成功したとみなされる個々の人間」の場合には、「自己抑制」がある種の「快感」として感じられるのに対し、失敗する場合には、「社会的に必要な自己規制をかちとるのに反対方向の衝動エネルギー」が繰り返し現れ、人が「自己抑制」を得ることを阻害し、結果「快感の余剰」が生まれえない、というのである⁴⁴。これをヴァイマル期の行刑改革に当てはめれば、「自己抑制」をもたらすべき教育刑は、応報的刑罰観を支持し続けた現場の刑務官の「反対方向の衝動エネルギー」によって阻害され貫徹されなかったと解釈することができるだろう。ヴァイマル期行刑における「文明化の過程」は、結局のところこうした阻害要因によって挫折したといえるのである。

¹ エリアスは、現在のポーランドの都市ヴロツワフ（ドイツ語名ブレスラウ）に生まれた。ドイツ文化に強い憧憬を持っていたエリアスは、第一次世界大戦にドイツ兵として従軍した。ドイツ敗戦後、

エリアスは1924年にドイツ・ハイデルベルクに、1930年にカール・マンハイムの助手としてフランクフルトに移った。しかし迫りくるナチスの圧力に耐えかねてドイツを離れ、35年にロンドンに落ち着いた。戦争中は「敵国人」としてマン島に収容されることもあったが、戦後1954年にレスター大学に講師として招かれ、78年にビーレフェルト大学に移るまでそこで研究生活を過ごした。その後アムステルダムに移り、1990年同地で没。(奥村隆『エリアス・暴力への問い』、勁草書房 2001年、7-18頁。; 木村靖二「エリアス(ノルベルト) 一八九七〜一九九〇」、尾形勇/樺山紘一/木畑洋一編『20世紀の歴史家たち(3)世界史編 上』、刀水書房 1999年、177-188頁。)

² 「人間関係の構造が変わって肉体的暴力の独占機構が形づくられ、絶えざるフェューデと戦争という強制的の代わりに、金銭や名声獲得を目標とする穏やかな機能という絶え間ない強制が個々の人間を呪縛してしまうと、情感の表われ方は徐々に中庸を目指すようになる。行動や情感を表わす際のためらいはなくなることはないが、落ち着いてくる。上下の振幅はもはやそんなに大きくなく、急変もそんなに突然ではなくなる。」(ノルベルト・エリアス『文明化の過程(下)』、波田節夫/溝辺敬一/羽田洋/藤平浩之訳、法政大学出版局 1978年、344頁。)

³ 「あらゆる「文明化された」人間の行動に決定的な特徴として現われる心理的自己抑制装置の独特な安定性は、肉体的暴力の独占機構の形成、社会の中心となる機関の安定性と密接な関係がある。こうした安定した独占機構が形成されて初めて、個々の人間に幼いときから正確に規制された絶えざる自己抑制を習慣づける社会の型づくり装置が生まれてくる。そしてそれとの関連において初めて、個人のなかにより安定した、たいていの場合自動的に働く、自己抑制装置が生まれる。」(同、340頁。)

⁴ ここで一つ付け加えておきたいのは、エリアスの議論が数世紀にわたるスケールとスパンの大きな分析であるのに対して、本論の扱う時期は19世紀後半から20世紀前半のおよそ50年という短い期間に限られるという点である。その意味で本論は、エリアスの議論を反駁するというのではなく、あくまでエリアスの議論をもとに個々の歴史過程を検証することを目的とするささやかな試みにすぎない。

⁵ Gerhard A. Ritter/ Klaus Tenfelde, *Arbeiter im Deutschen Kaiserreich 1871 bis 1914*, Bonn 1992, S. 664f.

⁶ Christian Müller, *Verbrechensbekämpfung im Anstaltsstaat. Psychiatrie, Kriminologie und Strafrechtsreform in Deutschland 1871-1933*, Göttingen 2004, S. 304.

⁷ *Ebenda*, S. 305.

⁸ 「マルブルク・プログラム」と呼ばれ、フォン・リストの刑法観・刑罰観を最もよく示したものとして知られている。Vgl. Franz von Liszt, „Der Zweckgedanke im Strafrecht“, in: Ders., *Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge*, Bd. 1, Berlin 1905, S. 126-79. [西村克彦訳「刑法における目的思想」『近代刑法の遺産(下) —ヘップ、フランツ・フォン・リスト、ユーイング—』、信山社 1998年、185-244頁。]

⁹ 同、194-205頁。

¹⁰ 同、205頁。

¹¹ 「法益保護 Rechtsgüterschutz」とは、オーストリアの刑法学者ルドルフ・フォン・イエーリングが発展させた概念である。イエーリングは、体系的秩序と法文・法概念の論理的な一貫性を重視し、現実における法の機能を軽視する「概念法学」の傾向に対して、法の現実主義的な理解を対置した。イエーリングにとって、目的こそが法を創造したものであって、法は実際的な目的をもたずに存立しえない。そして、法が持つべき目的とは、奉仕すべき個人と社会の利益、法がそのなかで発展してきた社会的条件、すなわち「法益」である、としたのである。(Vgl. Silvana Galassi, *Kriminologie im Deutschen Kaiserreich. Geschichte einer gebrochenen Verwissenschaftlichung*, Stuttgart 2004, S. 124; 『法における目的』の抄訳として、ルドルフ・フォン・イエーリング『法における目的』、山口迪彦訳、信山社 1997年参照。)

¹² Vgl. Christiane Schenk, *Bestrebungen zur einheitlichen Regelung des Strafvolzugs in Deutschland von 1870 bis 1923. Mit einem Ausblick auf die Strafvollzugsgesetzesentwürfe von 1927*, Frankfurt am Main 2001.

¹³ Erwin Bumke (Hg.), *Deutsches Gefängniswesen. Ein Handbuch*, Berlin 1928, S. 515.

¹⁴ *Ebenda*, S. 515.

¹⁵ *Ebenda*, S. 522.

¹⁶ *Ebenda*, S. 522.

¹⁷ *Ebenda*, S. 515.

¹⁸ *Ebenda*, S. 519f.

¹⁹ *Ebenda*, S. 512.

²⁰ Vgl. Ursula Sagaster, *Die thüringische Landesstrafanstalt Untermaßfeld in den Jahren 1923-1933. Zur Methodik des Strafvollzugs in Deutschland*, Frankfurt am Main 1980.; Katharina Witter, *Das Zuchthaus Untermaßfeld 1813-1945*, in: *Archiv und Regionalgeschichte. 75 Jahre Thüringisches Staatsarchiv Meiningen. Schriften des Thüringischen Staatsarchiv Meiningen*, Bd.3, S. 255-294.; Nikolaus Wachsmann, *Between Reform and Repression. Imprisonment in Weimar Germany*, in: *The historical journal* 45 (2002), pp. 411-432.

²¹ Witter, a.a.O., S. 256.

²² 大学で法学と美術史を修めたフレデーは、第一次世界大戦に従軍した後、1922年よりチューリンゲン州司法省の刑法に関する報告参事官の任に就いた。このチューリンゲン州の司法改革の取り組みや監獄改革作業委員会を立ち上げ（1924年）などによって、戦間期ドイツの行刑改革でリードを執った。1927年からはイェナ大学で監獄学の教鞭を執ったが（非常勤）、ナチ政権成立によって大学を追われた。戦後は、ヴァイマルで弁護士・公証人として、1949年からシュトゥットガルトで裁判官として復職を果たした。1954年引退。（Albert Krebs, Lothar Frede, *Leiter des Gefängniswesens in Thüringen*, in: *Zeitschrift für Strafvollzug und Straffälligenhilfe* 5 (1955), S. 313-323.）

²³ リープマンは、ゲッティンゲン、ライプツィヒ、キールで法学を学び、1897年に教授資格論文を書き上げた後、1902年からキール大学教授に着任した。1919年新設されたハンブルク大学の正教授に招聘された。リープマンはリストの熱烈な支持者であり、国際刑事学協会の理事、「ハンブルク全刑法学叢書」の編者、行刑改革作業委員会のメンバーとして、フレデーとともに戦間期の司法改革運動を牽引した。（Monika Frommel, Liepmann, Moritz, in: *Neue Deutsche Biographie*, Bd.14, Berlin 1985, S. 534 f.）

²⁴ Wachsmann, a.a.O., p. 418.; Otto Zirker, *Arbeitsgemeinschaft für Reform des Strafvollzugs*, in: *Blätter für Gefängniskunde* 56 (1924/25), S. 121-125.

²⁵ *Auszug der Dienst- und Vollzugs-Ordnung für die Thüringischen Landesstrafanstalten vom 24. Mai 1924 in der Fassung vom 24. September 1929*, in: *Gefängnisse in Thüringen. Berichte über die Reform des Strafvollzugs*, Weimar 1930, S. 125-134.

²⁶ アルバート・クレープスは、1897年フランクフルト・アム・マインで生まれ、1916年よりドイツ軍に従軍し、第一次世界大戦に参加した。ドイツ敗戦後、1918年よりフランクフルト大学で、歴史、社会教区学、心理学、法学、ドイツ文学などを学び、また大学の扶助施設などで実務訓練を経た後、1923年よりウンターマースフェルト監獄とアイゼナッハ監獄のソーシャルワーカーに着任した。1925年に「福祉活動協会 *Gilde Soziale Arbeit*」のメンバーとなった。1928年からはウンターマースフェルト監獄所長に就任したが、1933年のナチ政権成立後は政治的理由から退職を余儀なくされた。第二次世界大戦後は、ヘッセン州司法省参事官として復職を果たし、1956年にマールブルク大学から名誉教授の称号を贈られている。1992年に死去。（Heinz Müller-Dietz, Albert Krebs, *Annäherungen an Leben und Werk*, in: Max Busch/ Gottfried Edel/ Heinz Müller-Dietz (Hg.), *Gefängnis und Gesellschaft. Gedächtnisschrift für Albert Krebs*, Pfaffenweiler 1994, S. 331-351.; Albert Krebs, http://www.perspektivwechsel.org/netz/4567_albertkreb.pdf）

²⁷ Bernd Koch, *Das System des Stufenstrafvollzugs in Deutschland unter Berücksichtigung seiner Entwicklungsgeschichte*, Freiburg im Breisgau 1972, S. 60.

²⁸ Sagaster, a.a.O., S. 56.

²⁹ *Ebenda*, S. 57.

³⁰ Lothar Frede, *Geistige und seelische Hebung der Gefangenen*, in: Bumke, a.a.O., S. 294.

³¹ Herbert Schatke, *Die Geschichte der Progression im Strafvollzug und der damit zusammenhängenden*

Vollzugsziele in Deutschland, Frankfurt am Main, 1979, S. 178.

³² Schenk, a.a.O., S. 521.

³³ *Dienst- und Vollzugs-Ordnung für die Gefangenenanstalten der Justizverwaltung in Preußen vom 1. August 1923.*

³⁴ *Dienst- und Vollzugsordnung für Bayern vom 15. März 1924*, §53 1.

³⁵ *Dienst- und Vollzugsordnung für Hessen vom 27. Juni 1924*, §29 1.

³⁶ *Dienst- und Vollzugsordnung für Oldenburg vom 13. Oktober 1924*, §22 1 u. 3.

³⁷ *Dienst- und Vollzugsordnung für Württemberg vom 4. Januar 1926*, §49 1.

³⁸ Thüringisches Hauptstaatsarchiv Weimar, Thüringisches Justizministerium Nr. 423, Bl. 459.

³⁹ 拙稿「ヴァイマル共和国における監獄改革と受刑者処遇の実際—不服申し立て史料の検討を通して—」『現代史研究』第55号、1-21頁。

⁴⁰ Thüringisches Hauptstaatsarchiv Weimar, Thüringisches Justizministerium Nr. 1781, Bl. 52.

⁴¹ Justizvollzugsanstalt Straubing (Hg.), *100 Jahre Justizvollzugsanstalt Straubing 1901-2001*, Straubing 2001, S. 71.

⁴² „Nachruf: Poller“, in: *Blätter für Gefängniskunde*, Bd.64, 1933, S. 345ff.

⁴³ Sagaster, a.a.O., S. 33f.

⁴⁴ 「...成功したとみなされる個々の人間の文明化の過程と、失敗したとみなされるそれとの間の相違がどの辺にあるのかを言うことは理論的にはむずかしくない。すなわち前者の場合には、この過程でいろいろの努力と葛藤が繰り返された挙句の果てには、うまく適合した行動様式、うまい具合に働く習慣づくり装置が社会的なおとなの機能の枠内でつくられ、そして同時に...快感の余剰が残る。後者の場合には、社会的に必要不可欠な自己規制をかちとるのに反対方向の衝動エネルギーを克服するための困難な適応が繰り返し新たになされ、個人的な満足が多いに浪費されるか、あるいはこのエネルギーを押しえついたり、満足を諦めることがまったくうまくいかないかである。そして結局のところ、快感の余剰の残ることがもはや全然不可能な場合がしばしばである。」(エリアス前掲書、353頁。)

„Zivilisation“ und Strafe: Von der „Vergeltung“ zur „Erziehung“

Kiminori Sato

Der vorliegende Aufsatz macht es sich zur Aufgabe, anhand des Elias'schen „Prozesses der Zivilisation“ den Wandel des deutschen Strafvollzugs von der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts bis in die 1920er Jahre zu schildern.

Der deutsche Soziologe Norbert Elias (1897-1990) stellte in seinem Buch „Über den Prozess der Zivilisation“ dar, wie sich die Bildung des modernen Staates und die Entwaffnung der Gesellschaft parallel vollzogen. Nach Elias gelang es dem modernen Staat mittels der Zentralisierung der Macht, staatliche Institutionen (Militär, Polizei und Strafsystem) zu etablieren, die die Ausübung von Gewalt gesetzmäßig monopolisierten, und gleichzeitig den Bürgern die Gewalt als Mittel der Selbstverteidigung zu nehmen und damit im Ergebnis einen gewaltlosen Zustand in der Gesellschaft zu verwirklichen. Elias hat diese Prozessfolge als „Monopolisierung der Gewalt“ beschrieben und darauf hingewiesen, dass die gewaltlose Gesellschaft in Folge einer „Monopolisierung der Gewalt“ eine innere „Selbstkontrolle“ bei den Bürgern hervorruft.

Im deutschen Strafsystem setzte sich im Laufe der Strafrechtsreformbewegung seit der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts die Ansicht durch, Strafe nicht als „Vergeltungsstrafe“ zu verstehen, welche die Gewalt als Verbrechen mit Gewalt als Strafe vergeltet, sondern als „Erziehungsstrafe“ zu begreifen, wonach Erziehung eines „tüchtigen Menschen“ durch Strafvollzug bezweckt wird. In der Erziehungsstrafe lassen sich dem Elias'schen „Prozess der Zivilisation“ ähnliche Ansätze erkennen. Demnach zielt die Erziehungsstrafe darauf ab, Strafvollzug als gewaltloses Erziehungsmittel umzusetzen. Strafe soll demnach den Gefangenen die gesellschaftlichen Normen lehren und so zu Bürgern formen, die sich der Gesellschaftsordnung anzupassen imstande sind. Mit Blick auf die praktische Reform des Strafsystems im Kaiserreich gelang es jedoch nur die einfache Vollzugsordnung umzusetzen, in der der Zweck der Strafe nach wie vor in der Vergeltung bestand. Eine grundlegende Reform wurde erst im Laufe der Weimarer

Republik verwirklicht. Hier waren es die am 6. Juni 1923 entstandenen „Grundsätze für den Vollzug von Freiheitsstrafen“, die das Resozialisierungsprinzip formulieren sollten.

Als konkretes Beispiel für die erzieherische Gefangenenbehandlung während der Weimarer Zeit (1919-1933) wird im vorliegenden Aufsatz das Gefängnis Untermaßfeld in Thüringen angeführt. Die Gefangenenbehandlung im Gefängnis Untermaßfeld stellte ein Versuch dar, der die „Selbstkontrolle“ der Gefangenen zu produzieren erprobte.

Mit der Einführung der Erziehungsstrafe in weiteren Ländern vollzog sich jedoch ein grundlegender Wandel innerhalb dieses Ansatzes. In den Vollzugsordnungen der Länder fanden sich neben der Anerkennung des Prinzips der „Resozialisierung“ auch die Idee der Vergeltung in Form von „Strafübel“ und „Zucht und Ordnung“ wieder. Somit beriefen sich die Strafanstaltsbeamten sowie Strafanstaltsleiter, die sich zur Vergeltungsidee bekannten, auch weiterhin auf eine der Tradition des Militärs beruhende Gefangenenbehandlung. Nach Sicht dieser Beamten sollte eine Auseinandersetzung mit den Gefangenen vom Standpunkt der Vergeltungsidee erfolgen, wonach das Ziel einer Strafbehandlung in der Umsetzung von Disziplin und Züchtigung bestünde.

Ausgehend von der von Elias formulierten Zivilisationsthese, lässt sich die Etablierung der Erziehungsstrafe als „Prozess der Zivilisation“ im Elias'schen Sinne verstehen, insofern als die Erziehungsstrafe den Gefangenen die Moral der „Selbstkontrolle“ repräsentiert im Bild des Bürgers zu verinnerlichen versucht. Der „Prozess der Zivilisation“ setzte sich bei der Einführung der Erziehungsstrafe in den jeweiligen Ländern aber nur unzureichend durch, was mit dem Verbleib der Vergeltungsidee in den Vollzugsordnungen der Länder zum Ausdruck kommt. Ferner blieben die Strafanstaltsbeamten im Umgang mit den Gefangenen der Idee der Vergeltungsstrafe treu und behandelten Insassen weiterhin nach den Regeln militärischer Disziplin. Daraus ist zu folgern, dass sich die „Zivilisation“ im deutschen Strafsystem der Weimarer Zeit nicht nur auf der Ebene der Einführung der Erziehungsidee in den Ländern, sondern auch auf der Ebene der Gefangenenbehandlung durch Strafanstaltsbeamte nur unzureichend durchzusetzen vermochte.